

4 行政監査

特定の事務・事業を選び、主として経済性、効率性、有効性の観点から監査しました。

平成24年行政監査は、「土地及び建物の運用・管理について」をテーマに実施しました。

● 平成24年行政監査

テーマ

土地及び建物の運用・管理について

指摘等

指摘17件（指摘した財産の額 56億円）

選定理由

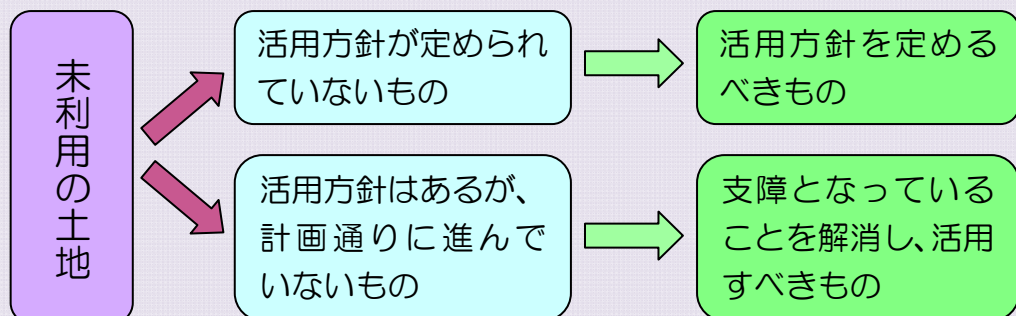
- 都は、多くの土地や建物を所有しており、事業用地や庁舎など各種の事業目的に利用している。
これらは、都民の貴重な財産であり、事業廃止などにより利用されなくなった場合、売却や貸付などの利活用に努める必要がある。

監査の方法

- 15局が管理している土地及び建物のうち、未利用となっているもの、使用許可及び貸付を行っているうち常駐管理を行っていないものを対象に、運用・管理状況、利活用の方針を検証した。

監査の観点

- 未利用地の解消に向けて方針等は定められているか
- 未利用地の処分等の手続が滞っているものはないか
- 土地及び建物のより有効な利活用は検討されているか
- 土地及び建物の管理を適切に行っているか



主な指摘事項

廃止した排水場の土地について今後の処理方針を定めるべきもの

建設局（指摘金額 4億1,300万円）

状況

建設局は、都有地に設置されている排水場施設の土地等を、昭和50年の特別区事務事業移管に伴い、区へ無償で貸し付けていました。

しかし、排水場4か所（2,237.16㎡、台帳価格4億1,300万円）について、施設廃止後も、未利用のまま区に無償貸付している状況となっていました。

指摘

これらの土地が有効活用されるよう、区及び財産事務の所管局である財務局と、廃止された排水場の帰属について調整を行い、今後の処理方針を定めるよう求めました。

策定した方針に基づき、早急に未利用地を財務局に引き継ぐべきもの

都市整備局

状況

都市整備局は、都営住宅の建替えに伴って創出した用地（5,350㎡）について、平成18年行政監査での指摘を受けて処理方針を策定し、平成21年度に測量を行った上で、売却等を担当する財務局へ引き継ぐこととしていました。

しかし、策定した方針どおりに測量が行われていないことから、現在も利用されない状態で管理されていました。

指摘

処理方針は策定されていたものの、その後の必要な事務処理が進んでいなかったことから、策定した方針に基づき、測量を行い、早急にこの土地を財務局に引き継ぐことを求めました。